

港湾の開発、利用及び保全並びに
開発保全航路の開発に関する基本方針（案）

新旧対照表

国土交通省港湾局

目 次

赤：追加・変更箇所

改正案

前文

I 今後の港湾の進むべき方向

1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築

- (1) 海上輸送網の基盤の強化
 - ① 国際海上コンテナ輸送網の強化
 - ② バルク貨物等の輸送網の強化
 - ③ 複合一貫輸送網の強化
 - ④ 港湾を核とした静脈物流網の強化
 - ⑤ 地域の暮らしを支える機能の確保
 - ⑥ 港湾を核としたシームレスな物流網の形成
- (2) 臨海部の産業立地・活動環境の向上
- (3) 港湾における情報化の推進
- (4) 船舶航行等の安全の確保と効率性の向上

2 国民の安全・安心の確保への貢献

- ① 災害に強い港湾の構築
- ② 国土の保全への配慮
- ③ 危険物取扱いへの配慮
- ④ 港湾保安対策の推進

3 良好な港湾環境の形成

- ① 良好な自然環境の積極的な保全
- ② 地球温暖化防止への対応

4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理

- ① 地域の活力を支える物流、産業空間の形成
- ② 美しく・文化性に富んだ親しまれる港湾空間の形成
- ③ 観光や海洋性レクリエーションを核とした交流空間の形成
- ④ 健全な都市活動への貢献
- ⑤ 港湾空間の再編
- ⑥ 港湾空間の適正な管理
- ⑦ 将来の情勢変化への対応

5 クルーズ船の受入れの促進

6 新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進

7 ストック型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施

- (1) 効率的・効果的な事業の実施
 - ① 総合的な施策の推進

- ② 投資の効率化
 - ③ 透明性の向上
 - ④ 港湾の開発等におけるリサイクルの推進
 - ⑤ 地域との連携
 - ⑥ 港湾施設の適切な維持管理
 - ⑦ 港湾施設の有効活用
- (2) 技術開発の推進と成果の活用

II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

- 1 港湾取扱貨物の見通し
- 2 国際海上コンテナ輸送網の拠点
 - ① アジア諸国との間の国際海上コンテナ輸送
 - ② 基幹航路の国際海上コンテナ輸送
- 3 バルク貨物等の輸送網の拠点
- 4 複合一貫輸送網の拠点
- 5 地域の自立的発展を支える海上輸送網の拠点
- 6 船舶の安全な避難機能を担う拠点
- 7 大規模地震対策施設

III 海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路

- 1 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向
- 2 開発保全航路の配置

IV 良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応

- 1 自然環境の積極的な保全
 - ① 良好な自然環境の維持
 - ② 失われた自然環境の回復と新たな環境の創造
 - ③ 沿岸域の連続性を考慮した対応
 - ④ 底質浄化等による海域環境の改善
 - ⑤ 人と自然との触れ合いの拡大
- 2 多様化する環境問題への対応
 - ① 地球温暖化防止対策
 - ② 循環型社会の形成
- 3 環境の保全の効果的かつ着実な推進
 - ① 環境情報の充実と共有化
 - ② 環境への影響の評価と対応
 - ③ 先導的な環境保全技術の開発
 - ④ 地域と連携した環境保全への取組

V 港湾相互間の連携の確保

- 1 港湾相互間の連携に関する観点

- ① 経済的な観点からの連携
- ② 自然的な観点からの連携
- ③ 社会的な観点からの連携
- 2 各地域における港湾相互間の連携

- ① 北海道地域
- ② 東北地域
- ③ 関東地域
- ④ 北陸地域
- ⑤ 中部地域
- ⑥ 近畿地域
- ⑦ 中国地域
- ⑧ 四国地域
- ⑨ 九州地域
- ⑩ 沖縄地域

3 広域的な港湾相互間の連携

- ① 日本海沿岸における環日本海交流と地域振興への取組
- ② 瀬戸内海における地域振興と環境の保全への取組

VI 官民の連携による港湾の効果的な利用

VII 港湾の効率的な運営

- 1 民間能力の活用による港湾運営の効率化
- 2 港湾の効率的な運営を支える協働体制の構築

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針の変更案 新旧対照表

赤：追加・変更箇所

(現行)：変更箇所

改正案	現行	備考
<p>港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針 (H29.)</p>	<p>港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針 (H26.12)</p>	
<p>四方を海に囲まれ、臨海部に人口・資産等が集積する我が国において、港湾は、海上輸送と陸上輸送の結節点として物流や人流を支える交通基盤であるとともに、陸域と水域とが一体となった臨海部の空間であり、国民生活の質の向上や産業活動の発展に大きな役割を果たし、国際観光の振興にも寄与している。</p> <p>また、港湾は、我が国経済の根幹である製造業や国民の日々の生活に必要な物資の輸出入のほとんどを取り扱っており、国際物流に不可欠な国際インフラであり、近隣諸国でも国を挙げてその競争力強化に取り組むなど、国家間競争の様相を呈している。こうした中、我が国に立地する企業が世界市場での競争力を確保するため、海外諸港との連携による我が国港湾への効率的で安定的な輸送ネットワークの構築を図るとともに、我が国港湾を中心とした国際物流の効率化を通じて我が国全体の産業立地競争力の強化を図り、雇用や所得を創出することが求められている。</p> <p>また、クルーズ船の受入れの促進を図り、観光立国の実現に寄与するとともに、クルーズ船の寄港を活かした地方創生を図ることが求められている。</p> <p>さらに、我が国を取り巻く状況も情報通信技術（以下「ICT」という。）の発達、地球温暖化の進行、本格的な人口減少・高齢化社会の到来等、大きく変化しており、これらに対応した国土構造の形成が求められている。加えて、安全・安心、地球環境、美しさや文化に対する国民意識の高まりを受けて、安全で美しく暮らしやすい国土の形成、恵み豊かな自然環境の享受と将来世代への継承、創意工夫を活かした自立的な取組による地域づくりを進めていくことが求められている。</p> <p>特に、安全・安心については、2011年3月11日に発生した東日本大震災のような大規模災害時に、我が国の経済及び国民生活を支える海上輸送機能を確保するとともに、これを基盤とする臨海部産業の早期回復及び事業の継続が図られるよう港湾の防災・減災対策を講ずることが求められている。</p> <p>さらに、東日本大震災以降の化石燃料に対する依存度の上昇などを背景にエネルギー</p>	<p>四方を海に囲まれ、臨海部に人口・資産等が集積する我が国において、港湾は、海上輸送と陸上輸送の結節点として物流や人流を支える交通基盤であるとともに、陸域と水域とが一体となった臨海部の空間であり、国民生活の質の向上や産業活動の発展に大きな役割を果たしている。</p> <p>また、港湾は、我が国経済の根幹である製造業や国民の日々の生活に必要な物資の輸出入のほとんどを取り扱っており、国際物流に不可欠な国際インフラであり、近隣諸国でも国を挙げてその競争力強化に取り組むなど、国家間競争の様相を呈している。こうした中、我が国に立地する企業が世界市場での競争力を確保するため、海外諸港との連携による我が国港湾への効率的で安定的な輸送ネットワークの構築を図るとともに、我が国港湾を中心とした国際物流の効率化を通じて我が国全体の産業立地競争力の強化を図り、雇用や所得を創出することが求められている。</p> <p>さらに、我が国を取り巻く状況も情報通信技術（以下「ICT」という。）の発達、地球温暖化の進行、本格的な人口減少・高齢化社会の到来等、大きく変化しており、これらに対応した国土構造の形成が求められている。加えて、安全・安心、地球環境、美しさや文化に対する国民意識の高まりを受けて、安全で美しく暮らしやすい国土の形成、恵み豊かな自然環境の享受と将来世代への継承、創意工夫を活かした自立的な取組による地域づくりを進めていくことが求められている。</p> <p>特に、安全・安心については、2011年3月11日に発生した東日本大震災のような大規模災害時に、我が国の経済及び国民生活を支える海上輸送機能を確保するとともに、これを基盤とする臨海部産業の早期回復及び事業の継続が図られるよう港湾の防災・減災対策を講ずることが求められている。</p> <p>さらに、東日本大震災以降の化石燃料に対する依存度の上昇などを背景にエネルギー</p>	<p>◆法第三条の二第三項に「基本方針は（中略）<u>国際観光の振興のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割に配慮して定める</u>」の下線部が追加されたことを踏まえ、港湾の果たす役割に、国際観光の振興を追記。</p> <p>◆法第三条の二第二項第六号の追加を踏まえ追記。</p>

ギー価格の高騰が指摘されるなど我が国を取り巻く事業環境が厳しくなっている中で、資源、エネルギー等の安定的かつ安価な輸入が求められている。

加えて、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現するとともに、排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、低潮線の保全等の海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められている。

これらの多様な要請に対応して、我が国の港湾が社会から求められる機能を的確に発揮するため、我が国産業の国際競争力の強化と国民生活の質の向上を支える、効率的で安全性・信頼性が高く環境負荷の小さい輸送体系を構築していく。

具体的には、我が国に立地する企業が、世界市場での競争力を確保するため、国際戦略港湾を核とした高度なサプライチェーンの構築に不可欠な基幹航路を維持・拡大する。また、地域が持つ資源や魅力を活かしながら世界と直接交流できるよう、各地域の港湾において、グローバル化の進展や東アジア地域の経済成長に対応した地域のゲートウェイの役割を果たしていく。これらの実現に向け、施設整備等のハード面の施策と、他の輸送モードとの円滑な接続、国・港湾管理者・民間の協働体制の構築による効率的な港湾運営、ICTの活用等のソフト面の施策を総合的に進める。

また、臨海部への国内外からの産業立地や訪日クルーズ旅客をはじめとする観光客の来訪が地域の雇用や所得を創出し、地域の活力を支え、個性ある地域づくりに資することを認識し、海に開かれ市街地に近接しているみなどの特性を活かして、交通、国民生活、産業活動を支える機能が調和して導入され、全体として高度な機能が発揮でき、美しく、使いやすく、安全な港湾空間を形成していく。

さらに、人々に精神的な安らぎや物質的な恵みをもたらす、豊かな自然を有する沿岸域の環境の保全を進め、港湾の環境を美しく健全な状態で将来世代に継承するように努めていく。

その際、国土、地域、環境等に関する諸計画との整合を図るとともに、交通体系上の位置付け、周辺港湾の機能、地域の特色、港湾利用者や地域の要請、漁業との調整等を十分勘案し、各港湾の特色と機能を踏まえて、総合的に施策の有効性等を判断する。

なお、この基本方針は、今後の経済・社

ギー価格の高騰が指摘されるなど我が国を取り巻く事業環境が厳しくなっている中で、資源、エネルギー等の安定的かつ安価な輸入が求められている。

加えて、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現するとともに、排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、低潮線の保全等の海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められている。

これらの多様な要請に対応して、我が国の港湾が社会から求められる機能を的確に発揮するため、我が国産業の国際競争力の強化と国民生活の質の向上を支える、効率的で安全性・信頼性が高く環境負荷の小さい輸送体系を構築していく。

具体的には、我が国に立地する企業が、世界市場での競争力を確保するため、国際戦略港湾を核とした高度なサプライチェーンの構築に不可欠な基幹航路を維持・拡大する。また、地域が持つ資源や魅力を活かしながら世界と直接交流できるよう、各地域の港湾において、グローバル化の進展や東アジア地域の経済成長に対応した地域のゲートウェイの役割を果たしていく。これらの実現に向け、施設整備等のハード面の施策と、他の輸送モードとの円滑な接続、国・港湾管理者・民間の協働体制の構築による効率的な港湾運営、ICTの活用等のソフト面の施策を総合的に進める。

また、臨海部への国内外からの産業立地や観光客の来訪が地域の雇用や所得を創出し、地域の活力を支え、個性ある地域づくりに資することを認識し、海に開かれ市街地に近接しているみなどの特性を活かして、交通、国民生活、産業活動を支える機能が調和して導入され、全体として高度な機能が発揮でき、美しく、使いやすく、安全な港湾空間を形成していく。

さらに、人々に精神的な安らぎや物質的な恵みをもたらす、豊かな自然を有する沿岸域の環境の保全を進め、港湾の環境を美しく健全な状態で将来世代に継承するように努めていく。

その際、国土、地域、環境等に関する諸計画との整合を図るとともに、交通体系上の位置付け、周辺港湾の機能、地域の特色、港湾利用者や地域の要請、漁業との調整等を十分勘案し、各港湾の特色と機能を踏まえて、総合的に施策の有効性等を判断する。

なお、この基本方針は、今後の経済・社

◆法第三条の二第二項第六号の追加を踏まえ追記。

会情勢の推移等を勘案しつつ、必要に応じて速やかに見直しを行う。	会情勢の推移等を勘案しつつ、必要に応じて速やかに見直しを行う。	
I 今後の港湾の進むべき方向 【前文変更なし】	I 今後の港湾の進むべき方向 【略】	
1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築 【変更なし】	1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築 【略】	
2 国民の安全・安心の確保への貢献 【変更なし】	2 国民の安全・安心の確保への貢献 【略】	
3 良好な港湾環境の形成 【変更なし】	3 良好な港湾環境の形成 【略】	
4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理	4 活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理	
① 地域の活力を支える物流、産業空間の形成 【変更なし】	① 地域の活力を支える物流、産業空間の形成 【略】	
② 美しく・文化性に富んだ親しまれる港湾空間の形成 【変更なし】	② 美しく・文化性に富んだ親しまれる港湾空間の形成 【略】	
③ 観光や海洋性レクリエーションを核とした交流空間の形成 観光による地域の活性化や人々の交流を支えるフェリー、旅客船、クルーズ船等の多様な要請に対応した、快適で利便性の高い交流空間を形成する。このため、地域の特性に配慮した旅客ターミナル施設や交流施設を整備する。また、まちづくりと一体となって、水際線を有する魅力ある空間を形成する。さらに、運河等を活用して水上ネットワークを活性化するとともに、地域の観光資源等を活用した水辺の賑わい空間を創出する。 さらに、プレジャーボート等による海洋性レクリエーション活動を支え、地域の交流拠点ともなる小型船舶の係留・保管施設や海洋教育のための施設の整備を進めるとともに、マリーナ等を拠点とする安全なクルージングネットワークを形成するための情報提供等について、関係者と連携して取り組む。 加えて、市町村やNPO等の市民団体による地域の特色を活かしたみなとまちづくりを支援するとともに、海水浴、ビーチスポーツ等の多様な活動を通じ海浜の有効活用を図る。	③ 観光や海洋性レクリエーションを核とした交流空間の形成 観光による地域の活性化や人々の交流を支えるフェリー、旅客船、クルーズ船等の多様な要請に対応した、快適で利便性の高い交流空間を形成する。このため、地域の特性に配慮した旅客ターミナル施設や交流施設を整備する。また、まちづくりと一体となって、水際線を有する魅力ある空間を形成する。さらに、運河等を活用して水上ネットワークを活性化するとともに、地域の観光資源等を活用した水辺の賑わい空間を創出する。 また、観光立国の推進、中国等からの訪日旅行者の増加に向けて、 <u>外国クルーズ船の日本寄港を促進するため、ポートセールス活動や旅客の利便性確保などに関係機関と連携して取り組む。</u> さらに、プレジャーボート等による海洋性レクリエーション活動を支え、地域の交流拠点ともなる小型船舶の係留・保管施設や海洋教育のための施設の整備を進めるとともに、マリーナ等を拠点とする安全なクルージングネットワークを形成するための情報提供等について、関係者と連携して取り組む。 加えて、市町村やNPO等の市民団体による地域の特色を活かしたみなとまちづくりを支援するとともに、海水浴、ビーチスポーツ等の多様な活動を通じ海浜の有効活用を図る。	◆「I. 5 クルーズ船の受入れの促進」の追加に伴い削除。
④ 健全な都市活動への貢献 【変更なし】	④ 健全な都市活動への貢献 【略】	
⑤ 港湾空間の再編 【変更なし】	⑤ 港湾空間の再編 【略】	

⑥ 港湾空間の適正な管理 【変更なし】	⑥ 港湾空間の適正な管理 【略】	
⑦ 将来の情勢変化への対応 【変更なし】	⑦ 将来の情勢変化への対応 【略】	
<p>5 クルーズ船の受入れの促進</p> <p>クルーズ需要の増加に対応し、観光立国の実現や地方創生に寄与するため、各港湾の寄港需要に応じたクルーズ船の受入環境を整備する。特に、クルーズ船の寄港回数が多い港湾では、必要に応じてクルーズ船を専用的に受け入れる岸壁や多くのクルーズ旅客の乗降に対応できる旅客施設、十分な面積の駐車場等を整備する。</p> <p>さらに、ポートセールス活動、港湾や港湾周辺の観光情報の一元的な発信などの取組により、ハード・ソフト一体となった施策を展開する。</p> <p>また、クルーズ船の受入れに当たっては、地域の観光資源や特色ある産業等を活用し、関係者が連携して寄港地としての魅力の向上に向けて取り組むことにより、地方創生に貢献する。</p>		◆法第三条の二第二項第六号の追加を踏まえ追加する新たなVIに繋がるよう、クルーズ船の受入れに関する一般的な事項を追加。
<p>6 新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進</p> <p>【文章変更なし】</p>	<p>5 新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進</p> <p>【略】</p>	◆番号ずれ。
<p>7 スtock型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施</p> <p>【文章変更なし】</p>	<p>6 スtock型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施</p> <p>【略】</p>	◆番号ずれ。
II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化 【変更なし】	II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化 【略】	
III 海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路 【前文変更なし】	III 海上交通の安全性、効率性を支える開発保全航路 【略】	
<p>1 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向</p> <p>船舶の安全かつ円滑な航行を確保するため、自然環境の保全、周辺の水域利用や漁業との調整、船舶の輻輳、航行規制の状況、航路が閉塞した際の国民生活や経済産業活動への影響及び国際観光の振興等に配慮しつつ、必要に応じて、開発保全航路の区域を見直し、新規航路の開削、船舶の待避のために必要な施設の整備、航路標識の設置、既存航路の拡幅や増深、航路法線の改良を行う。特に、大型船や危険物積載船が航行したり、航行隻数の多い湾口部や海峡部においては、船舶の大型化や高速化を勘案しつつ往復航路の分離等を進める。また、航路の安全性を維持し、確保するため、必要な水深等の維持、沈船や浮遊物の除去を行う等、適正に航路を保全する。さらに、災害時の海上輸送機能の確保のため、平常時から開発保全航路及び緊急確保航路において、船舶、土石の放置等を禁止</p>	<p>1 開発保全航路の開発、保全及び管理の方向</p> <p>船舶の安全かつ円滑な航行を確保するため、自然環境の保全、周辺の水域利用や漁業との調整、船舶の輻輳、航行規制の状況及び航路が閉塞した際の国民生活や経済産業活動への影響等に配慮しつつ、必要に応じて、開発保全航路の区域を見直し、新規航路の開削、船舶の待避のために必要な施設の整備、航路標識の設置、既存航路の拡幅や増深、航路法線の改良を行う。特に、大型船や危険物積載船が航行したり、航行隻数の多い湾口部や海峡部においては、船舶の大型化や高速化を勘案しつつ往復航路の分離等を進める。また、航路の安全性を維持し、確保するため、必要な水深等の維持、沈船や浮遊物の除去を行う等、適正に航路を保全する。さらに、災害時の海上輸送機能の確保のため、平常時から開発保全航路及び緊急確保航路において、船舶、土石の放置等を禁止するなど、適正な</p>	◆法第三条の二第三項に「基本方針は（中略）国際観光の振興のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割に配慮して定める」の下線部が追加されたことを踏まえ、開発保全航路の果たす役割に、国際観光の振興を追記。

<p>するなど、適正な管理を行う。</p> <p>また、関係機関と連携して、ICTを活用した安全かつ円滑な船舶航行のための取組を進める。</p>	<p>管理を行う。</p> <p>また、関係機関と連携して、ICTを活用した安全かつ円滑な船舶航行のための取組を進める。</p>	
<p>2 開発保全航路の配置 【変更なし】</p>	<p>2 開発保全航路の配置 【略】</p>	
<p>IV 良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応 【変更なし】</p>	<p>IV 良好な港湾・海洋環境の形成及び循環型社会への対応 【略】</p>	
<p>V 港湾相互間の連携の確保 【変更なし】</p>	<p>V 港湾相互間の連携の確保 【略】</p>	
<p>VI 官民の連携による港湾の効果的な利用</p> <p>クルーズ船の受入拠点を形成するため、港湾管理者とクルーズ船社等の連携による港湾の効果的な利用を推進する。</p> <p>特に、港湾管理者が、当該港湾への寄港を希望し、自ら寄港地の利便性を高めるために旅客施設等を整備する意向をもつクルーズ船社と連携する場合、その意向やニーズを取り込むとともに、その活力を活用しながら、長期安定的な寄港を確保する国際クルーズ船の受入拠点の形成に取り組む。</p> <p>このような取組を行う港湾を国際旅客船拠点形成港湾として指定する。当該港湾の港湾管理者は、関係者と調整し、国際旅客船拠点形成計画を作成する。さらに、当該港湾管理者は、旅客施設等を整備するクルーズ船社と、係留施設の優先的な利用や当該旅客施設等の一般公衆への供用等に関する官民連携国際旅客船受入促進協定を締結することにより、当該計画に定めた取組を推進する。</p> <p>なお、国際旅客船拠点形成計画の作成に当たっては、当該港湾の港湾計画等との整合を図るとともに、官民連携の推進と公共的な利用の確保を可能とする管理・運営、魅力ある寄港地観光の造成、地場産業の活用等による地域振興への貢献、観光等の地域の関係者の連携による推進体制の構築に配慮する必要がある。</p>	<p>◆法第三条の二第二項第六号の追加。</p> <p>◆国際旅客船拠点形成計画が適合すべき要件を記載。</p>	
<p>VII 港湾の効率的な運営 【文章変更なし】</p>	<p>VI 港湾の効率的な運営 【略】</p>	<p>◆番号ずれ。</p>
<p>(別表1) 港湾取扱貨物量の見通し (別表2) 国際海上コンテナ貨物量の見通し (単位: 万TEU) (別表3) 地域ブロック区分 附 則 【いずれも変更なし】</p>	<p>(別表1) 港湾取扱貨物量の見通し (別表2) 国際海上コンテナ貨物量の見通し (単位: 万TEU) (別表3) 地域ブロック区分 附 則 【いずれも略】</p>	